

参考（改正後全文）
厚生労働省発社援1017第4号
平成30年10月17日
第1次～第5次
（省略）
第6次改正
厚生労働省発社援0803第3号
令和2年8月3日
第7次改正
厚生労働省発社援1002第16号
令和2年10月2日
第8次改正
厚生労働省発社援0128第4号
令和3年1月28日
第9次改正
厚生労働省発社援1001第2号
令和3年10月1日
第10次改正
厚生労働省発社援0208第7号
令和4年2月8日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、配慮願いたい。

別紙

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱

(通則)

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第75条第2項、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第15条第2項、第3項及び第4項の規定に基づく国庫補助金及び生活保護適正化等事業費については予算の範囲内において交付するものとし、生活保護法、生活困窮者自立支援法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業

生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年7月27日社援発0727第2号「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」の別紙。以下「実施要綱」という。）の別添4に基づき、都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。

イ 被保護者就労準備支援等事業

実施要綱の別添5に基づき行う以下の事業。

(ア) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業。

(イ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、居住不安定者や無料低額宿泊所等に入居する者に対して転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言など居宅生活に移行するための支援、居宅生活移行後に安定した生活が営めるよう定着支援等の支援を実施する事業並びに都道

府県、市及び福祉事務所を設置する町村が同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人等に対し補助する事業。

(ウ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯からの相談に応じ支援する事業。

(エ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、職員の資質向上のための研修を実施する事業及び個別支援プログラムを整備し実施する事業（(ア)の事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く。）。

(オ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村による就労支援事業への参加勧奨及び雇用環境の変化に応じた職場開拓等を実施する事業。

ウ 一時生活支援事業

(ア) 一時生活支援事業

実施要綱の別添6に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。

(イ) 一時生活支援事業のうち地域居住支援事業

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、シェルター等を利用していた者及び地域社会から孤立した状態にある者等に対し、一定の期間内に限り、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な支援を行う事業。

エ 家計改善支援事業

実施要綱の別添7に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計改善の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す事業。

オ 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業

実施要綱の別添8に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象として、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援等を行う事業。

カ 都道府県による市町村支援事業

実施要綱の別添9に基づき、都道府県が市町村に必要な助言、情報提供その他の援助を行い、事業の円滑な実施を推進する事業。

キ 福祉事務所未設置町村による相談事業

実施要綱の別添10に基づき、福祉事務所を設置していない町村において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整等を行う事業。

ク アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業

実施要綱の別添11に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業。

ケ 就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業

実施要綱の別添12に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、就労準備支援事業等をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する事業。

コ 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業

実施要綱の別添13に基づき、都道府県が、就労支援対象者に対する就労体験・就労訓練先の開拓及びマッチングを推進する事業。

サ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(ア) 実施要綱の別添14に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する取組等を推進する事業。

(イ) 「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費に対し都道府県が補助する事業。

(ウ) 実施要綱の別添15に基づき、都道府県、指定都市又は市区町村が、ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

(エ) 実施要綱の別添16に基づき、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

(オ) 実施要綱の別添17に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が実施する地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業及び同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体に対し都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業。

(カ) 実施要綱の別添18に基づき、都道府県、指定都市又は中核市が、民生委員・児童委員を対象にした各種研修を実施する事業。

(キ) 実施要綱の別添19に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が実施する被災者見守り・相談支援事業及び同事業を実施する都道府県の管内市区町村（指定都市及び中核市は除く。）に対し都道府県が補助する事業並びに同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体に対し都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業

ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

実施要綱の別添20に基づき、市町村において、対象者の属性を問わない相談

支援、多様な参加支援、地域作りに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行うことを目的とした事業。

イ 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

実施要綱の別添21に基づき、都道府県において、管内市町村における庁内連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修等の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を行うことにより、市町村において重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われることを目的とした事業。

(3) 生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業

実施要綱の別添22に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が、生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、レセプトを活用した医療扶助適正化事業等による医療扶助の適正化、都道府県等による管内福祉事務所に対する生活保護業務の支援、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、警察との連携協力体制強化、生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証等、各種適正化の取組を推進する事業。

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業

実施要綱の別添23に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立支援のための社会的な居場所づくりを支援する事業。

ウ 地域福祉増進事業

(ア) 実施要綱の別添24、25、26、30に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市が実施する地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉人材の養成・確保等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

また、実施要綱の別添26、27、29に基づき、同事業を適切に実施することができると思われる外国人介護福祉士候補者受入施設、社会福祉協議会又は社会福祉法人等の団体に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

実施要綱の別添28に基づき、都道府県社協及び市町村社協が実施する災害発生時に災害ボランティアセンターを設置運営する具体的な手法を習得するための研修・訓練を行う事業。

実施要綱の別添31に基づき、都道府県、市町村が、全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町

村計画の策定を推進する事業。

(イー 1) 「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知)及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第10号本職通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市(生活福祉資金貸付事業に限る。)が補助する事業。(イー 2を除く。)

(イー 2) 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」(令和2年3月11日社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県が補助する事業。

(ウ) 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号本職通知)に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けを行う事業及び都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業(介護福祉士修学資金等貸付事業)。

(エ) 「外国人介護人材受入環境整備事業の実施について」(平成31年3月28日社援発0328第47号社会・援護局長通知)の別紙「外国人介護人材受入環境整備事業実施要綱」の別添3に基づき、都道府県、指定都市又は中核市が、外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、当該外国人介護人材の介護技能を向上するための集合研修等を実施する事業及び同事業を適切に実施することができると認められる団体に対し都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添32から36までにに基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるようにするための支援並びに支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保する事業。

(4) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について(平成30年3月28日社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県又は市(特別区を含む。)が実施する、複数の小規模法人が参画する法人間連携プラットフォームの構築、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業及び同事業を適切に実施することができると認められる団体に対し都道府県又は市が補助する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。

ただし、別表の第2欄に定める種目ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、1つの種目に直接補助と間接補助が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は社会福祉協議会等が行う事業に対して、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 都道府県の管内市区町村（指定都市及び中核市は除く。）に対して都道府県が補助する事業及び社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業。

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 生活保護適正化等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、定額補助の事業の場合は、(ア)により選定された額を交付額とする。

イ 社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、定額補助の事業の場合は、(ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

ア 都道府県又は市が行う事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ 都道府県又は市が適当と認めた団体が行う事業に対して、都道府県又は市が補助する事業

a 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と都道府県又は市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 この補助金の概算払について

都道府県、指定都市、中核市、市区町村が実施する事業及び市区町村、社会福祉協議会等及び都道府県等が適当と認めた団体が実施する事業に対し都道府県、指定

都市、中核市、市区町村が補助する事業に対して、厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ただし、介護福祉士修学資金等貸付事業については、その他の区分又は種目間で事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 都道府県、指定都市、中核市及び市区町村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(9) 都道府県又は指定都市（生活福祉資金貸付事業に限る。以下(10)、(11)及び(13)において同じ。）は、厚生労働大臣の承認を受けて生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業を廃止する場合には、都道府県社会福祉協議会が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を厚生労働大臣

に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。

(10) 都道府県又は指定都市は、都道府県社会福祉協議会が保有している生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業に係る貸付原資の額の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合又はその額が厚生労働大臣が別に定める基準に照らして過大であると認められる場合には、別紙様式10により厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。

(11) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣が都道府県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、都道府県又は指定都市に対し、厚生労働大臣が是正の措置を講じるよう指示した場合には、これに従わなければならない。

(12) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(13) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が、社会福祉法人等の民間団体に間接補助金を交付する場合は、以下のアからウまでの条件を付さなければならない。

ただし、生活福祉資金貸付事業（貸付事務運営費分）及び被災者見守り・相談支援等事業についてはエの条件を、生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業についてはオの条件を、介護福祉士修学資金等貸付事業についてはエ及びキの条件を併せて付すとともに、イの条件に「ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」を追記するものとする。

ア (2)、(3)、(6)及び(8)に掲げる条件。この場合において、(2)、(3)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「指定都市市長」、「中核市市長」又は「市区町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ウ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、別紙様式2に準じた様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長に報告しなければならない。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一

支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市区町村に返還しなければならない。

エ (4)及び(5)に掲げる条件。この場合において、(4)中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」と、「50万円」とあるのは「30万円」と、(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と読み替えるものとする。

オ (9)及び(11)に掲げる条件。この場合において、(9)及び(11)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「都道府県又は指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と読み替えるものとする。

カ (10)に掲げる条件。この場合において、(10)中「都道府県又は指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「別紙様式11により厚生労働大臣に報告」とあるのは「別紙様式11を準用し都道府県知事又は指定都市市長に報告」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「厚生労働大臣が指定する期日」とあるのは「都道府県知事又は指定都市市長が指定する期日」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と読み替えるものとする。

キ (18)に掲げる条件。この場合において、(18)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「都道府県は」とあるのは「都道府県が適当と認める団体は」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(14) 都道府県が市区町村(指定都市、中核市を除く。)に間接補助金を交付する場合は、以下のア及びイの条件を付さなければならない。

ただし、被災者見守り・相談支援等事業についてはウの条件を併せて付すとともに、イの条件については「ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」を追記するものとする。

ア (2)、(3)、(6)及び(8)に掲げる条件。この場合において、(2)、(3)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

イ 市区町村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終

了後5年間保管しておかなければならない。

ウ (4) 及び (5) に掲げる条件。この場合において、(4) 中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と、(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(15) (13) 及び (14) により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(16) 間接補助事業者から財産の処分による収入並びに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(17) 間接補助事業者が (13) 及び (14) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(18) 都道府県は、介護福祉士修学資金等貸付事業（都道府県が適当と認める団体が実施する場合に限る。）を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式3による申請書に係る書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 適正化法第26条第2項に基づき、市区町村長は、別紙様式4による申請書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市区町村の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式3に添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、7の(1)並びに8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定)があったときは、市区町村長に対し、別紙様式5又は別紙様式6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 適正化法第26条第2項に基づき、市区町村長は、別紙様式8による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市区町村の事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式7に添えて翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式9により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
1 生活困窮者 就労準備支援等 事業	就労準備支援事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村（福祉事務所を設置している町村をいう。以下同じ。）が行う就労準備支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金	$\frac{2}{3}$ (直接補助)
	被保護者就労準備支援等事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う被保護者就労準備支援等事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金	$\frac{2}{3}$ (直接補助)
				○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う居住不安定者等居宅生活移行支援事業の実施に必要な

			<p>次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	
			<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が適当と認めた団体が行う居住不安定者等居宅生活移行支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	<p>$\frac{3}{4}$ （間接補助）</p>
			<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う関係職員等研修・啓発事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び</p>	<p>$\frac{1}{2}$ （直接補助） 厚生労働大臣が認めたものについては補助率 $\frac{10}{10}$</p>

			賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金	
			○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う個別支援プログラム実施事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
			○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う被保護者就労支援機能強化事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金	定額補助 (直接補助)
	一時生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う一時生活支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、	$\frac{2}{3}$ (直接補助)

			<p>共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金、扶助費、入所者食料費、入所者日用品費、原材料費</p>	
家計改善支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う家計改善支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	<p>$\frac{1}{2}$ （直接補助）</p> <p>（自立相談支援事業と併せて就労準備支援事業と家計改善支援事業を一体的に行う場合 $\frac{2}{3}$ （直接補助）</p>	
生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用</p>	<p>$\frac{1}{2}$ （直接補助）</p>	

			料及び賃借料、備品購入費 (単価30万円以上の備品を除く。)、負担金	
都道府県による市町村支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額		○都道府県が行う市町村に対する支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、負担金、補助金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
福祉事務所未設置町村による相談事業	厚生労働大臣が必要と認めた額		○福祉事務所を設置していない町村が行う相談事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、負担金	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額		○都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、	定額補助 (直接補助)

			印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)	
	就労準備支援事業等 実施体制整備モデル 事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、就労準備支援事業等をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)	定額補助 (直接補助)
	都道府県による就労 体験・就労訓練先の開 拓・マッチング事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県が、就労支援対象者に対する就労体験・就労訓練先の開拓及びマッチングを推進する事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	定額補助 (直接補助)

その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費として必要な次に掲げる経費</p> <p>(諸謝金、需用費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規程及び社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る。)</p> <p>職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費(備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料、負担金</p>	$\frac{1}{2}$ (間接補助)
	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、市区町村が行うひきこもり支援推進事業の実施に必</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助)

			<p>要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金</p>	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の実施に必要な次に掲げる経費	<p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	$\frac{1}{2}$ （間接補助）
	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費	<p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、</p>	$\frac{1}{2}$ （直接補助）

			手数料)、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金	
			○社会福祉協議会等が行う地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金	$\frac{1}{2}$ (間接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う被災者見守り・相談支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	$\frac{1}{2}$ 特定非常災害の場合 ・発災の年度を含み3年間 $\frac{10}{10}$ ・4～5年目 $\frac{3}{4}$ ・6年目以降 $\frac{1}{2}$ (直接補助)
			○市区町村（指定都市・中核市を除く）及び社会福祉協議会等が行う被災者見守り・相談支援事業の実施に必要な次に掲げる経費	$\frac{1}{2}$ 特定非常災害の場合

			<p>給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>・発災の年度を含み3年間</p> <p>$\frac{10}{10}$</p> <p>・4～5年目</p> <p>$\frac{3}{4}$</p> <p>・6年目以降</p> <p>$\frac{1}{2}$</p> <p>(間接補助)</p>
		厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>(直接補助)</p>
2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○市区町村が行う重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)</p>	<p>$\frac{3}{4}$</p> <p>(直接補助)</p>

	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
3 生活保護適正化等事業	生活保護適正実施推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費、報酬、手当</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う業務効率化事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助) (厚生労働大臣が認めたものについては補助率 $\frac{2}{3}$)
			<p>○都道府県、指定都市が行う都道府県等による生活保護支援業務に必要な次</p>	$\frac{3}{4}$ (直接補助)

			<p>に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費</p>	
			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、助成金</p>	<p>定額補助 (直接補助)</p>
			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金</p>	<p>$\frac{3}{4}$ (直接補助)</p> <p>医療扶助適正化等事業のうちお薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事業及び子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業については補助率</p> <p>$\frac{10}{10}$</p>
	自立支援プログラム策定実施推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う社会的な居場所づくり支援事業の実施に必要な次に掲げ</p>	<p>$\frac{3}{4}$ (直接補助)</p>

			る経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	
地域福祉増進事業	実施要綱別添24 福祉人材確保推進事業実施要領に定める (1) 基盤型事業 7,200千円 (2) 施策提案型事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う福祉人材確保推進事業（都道府県福祉人材センター）の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、燃料費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)	
	実施要綱別添24 福祉人材確保推進事業実施要領に定める (1) 基盤型事業 5,200千円 (2) 施策提案型事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う福祉人材確保推進事業（支所型福祉人材バンク）の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、燃料費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)	
	実施要綱別添24 福祉人材確保推進事業実施要領	○指定都市、中核市が行う福祉人材確保推進事業（都市型福祉人材バン		

		<p>に定める</p> <p>(1) 基盤型事業 5,200千円</p> <p>(2) 施策提案型事業</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>ク)の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、燃料費、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、負担金</p>	
		<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>○都道府県が行う介護福祉士修学資金等貸付事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>貸付金(貸付額から前年度の当該修学資金の返還金に相当する額を控除した額)、委託料(当該事業の財源として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して委託する額)</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>(直接補助)</p>
			<p>○都道府県が適当と認める団体が行う介護福祉士修学資金等貸付事業の実施に必要な次に掲げる経費(都道府県が適当と認める団体が行う事業に対し、都道府県が総事業費の1/10を別途補助する場合に限る。)</p> <p>(1) 介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資として交付する額</p> <p>(2) 貸付事務費</p> <p>給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、</p>	<p>定額補助 (間接補助)</p>

			印刷製本費、光熱水費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、市が行う社会福祉法人指導監督事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
		実施要綱別添26 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領に定める (1) 候補者一人当たり 235千円を基準として、厚生労働大臣が必要と認めた額 (2) 候補者一人当たり 95千円(当該候補者の滞在期間中につき1回に限る。) (3) 一受入施設当たり 80千円	○経済連携協定(EPA)又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) に関する経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、補助金(入学金、受講料に限る。)、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。) (2) に関する経費 旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、補助金(入学金、受講料に限る。) (3) に関する経費 諸手当(受入施設の研修担当者にかかるものに限る。)	$\frac{10}{10}$ (間接補助)

		<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>都道府県、指定都市、中核市が行う外国人介護人材受入支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	<p>定額補助 (直接補助)</p>
		<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>都道府県、指定都市又は中核市が適当と認めた団体が行う外国人介護人材受入支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	<p>定額補助 (間接補助)</p>

		厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p>	定額補助 (直接補助)
			<p>○社会福祉法人等が行う災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p>	定額補助 (間接補助)

		<p>○都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター設置運営等支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料及び賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	$\frac{1}{2}$ (間接補助)
		<p>○都道府県社会福祉協議会が行う臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資として必要な経費</p>	$\frac{10}{10}$ (間接補助)
		<p>○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付原資として必要な経費</p>	$\frac{2}{3}$ (間接補助)
			<p>(ただし、同経費のうち、総合支援資金及び緊急小口資金等の特例貸付であって、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については、</p> $\frac{10}{10}$ <p>)</p>
			<p>(要保護世帯)</p>

			向け不動産担保型生活資金の貸付原資及び激甚災害被災世帯に対する貸付原資であって、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については $\frac{3}{4}$
			○都道府県社会福祉協議会が行う運営適正化委員会設置運営事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費、燃料費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）
			$\frac{1}{2}$ (間接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う地域生活定着促進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）
			定額補助 (直接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う成年後見制度利用促進体制整備
			$\frac{1}{2}$

		<p>推進事業（都道府県による広域的体制整備推進事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金</p>	<p>（直接補助）</p>
		<p>○市区町村が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関立ち上げ支援事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>（直接補助）</p>
		<p>○市区町村が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関等における受任調整機能推進事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、負担金、交付金</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>（直接補助）</p>
		<p>○市区町村が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関等における後見人支援体制強化事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>（直接補助）</p>

			<p>酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、負担金、交付金</p> <p>○市区町村が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関の先駆的取組推進事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>(直接補助)</p>
	中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金（支援リーダーへの活動費に限る。）、負担金</p>	<p>$\frac{10}{10}$</p> <p>(直接補助)</p>
			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費(消</p>	<p>$\frac{10}{10}$</p> <p>(直接補助)</p>

			<p>耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(入学金、受講料に限る。)</p>	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、保険料、受講料)、使用料及び賃借料、委託料</p>	<p>$\frac{10}{10}$</p> <p>(直接補助)</p>
		厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る。)</p>	<p>$\frac{10}{10}$</p> <p>(直接補助)</p>
			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使</p>	<p>$\frac{10}{10}$</p> <p>(直接補助)</p>

			用料及び賃借料、備品購入費、負担金	
4 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県又は市が行う小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、旅費、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金</p>	定額補助 (直接補助)
			<p>○都道府県又は市が適当と認めた団体が行う小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、補助金</p>	定額補助 (間接補助)

別紙様式 1

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

(元号) 年度

地方公共団体名 _____

厚生労働省所管

国			地方公共団体								備考
歳出 予算科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	
〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	円			円	円		円	円	円	円	

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。
 なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することは禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
 なお、歳出にあつては前記 1 のなお書きにより国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事
指定都市市長 名
中核市市長

(元号) 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元 号) 月 日 第 号により交付決定があった(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱の6の(13)の規定に基づき下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

なお、管内市(区)町村分については申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので併せて提出する。

1 国庫補助金申請額	金	円
都 道 府 県) 分	金 円
指 定 都 市		
中 核 市		
市(区)町村分		
	金	円

2 添付書類

- (1) (元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(別紙1)
- (2) (元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金市(区)町村別申請額内訳書(別紙2)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (4) その他参考となる書類

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金 (A) - (B)	円

都道府県
指定都市名
中核市

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位:円)

区分 種目等	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県・指定都市・中 核市 補助基本額	都道府県・指定都市・中 核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引国庫 補助金所要額 (J-K)L		
													A	B
直接 補助	生活 困窮者 就労 準備 支 援 等 事 業	(1)就労準備支援事業												
		(2)家計改善支援事業												
		一休実施												
		(3)三事業一体的実施の場合												
		(4)被保護者就労準備支援等事業 (別添1-3)												
		(5)一時生活支援事業												
		(6)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業												
		(7)都道府県による市町村支援事業												
		(8)アウトリーチ等の実施による自立相談支援機能の強化を行う事業												
		(9)就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業												
		(10)都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業												
		(11)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業(別添1-1)												
		計												
		地域共生社会 の発展に向け た包括的支援 体制構築支援 事業	(12)重層的支援体制整備事業への移行準備事業											
			(13)重層的支援体制構築に向けた都道府県単体 体制構築支援事業											
計														
生活 保 護 適 正 化 等 事 業	(14)生活保護適正化推進事業 (別添1-3)													
	(15)自立支援プログラム策定実施推進事業 (別添1-3)													
	(16)地域福祉増進事業 (別添1-2)													
	(17)中国残留邦人等地域生活支援事業													
	計													
小規模法人の ネットワーク 化による協働 推進事業	(18)小規模法人のネットワーク化による協働推 進事業													
合 計														
間 接 補 助	生活困窮者 就労準備支援 等事業	(19)その他生活困窮者の自立の促進を図るために 必要な事業(別添1-1)												
		(20)被保護者就労準備支援等事業 (別添1-3)												
		計												
生活保護適正 化等事業	(21)地域福祉増進事業 (別添1-2)													
	小規模法人の ネットワーク 化による協働 推進事業	(22)小規模法人のネットワーク化による協働推 進事業												
総 計														

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(18)についてはI欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(19)から(22)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 各欄には、市及び自ら事業を実施する町村を含まないこと。
4 (1)及び(19)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調査(その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業分)」に就いて記載すること。
5 (16)及び(21)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調査(地域福祉増進事業分)」に就いて記載すること。
6 (4)、(14)、(15)及び(20)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調査(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正化推進事業分)」に就いて記載すること。
7 J欄に千円未満の増減が生じた場合は切り捨てること。
8 地域福祉増進事業については、「介護福祉資金貸付事業」を除く。

(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書
介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県名 _____

1 都道府県総表

(単位:円)

区分種目			総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	都道府県補助基本額	都道府県補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
			A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
直接補助	生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	(1)介護福祉士修学資金等貸付事業									
間接補助	生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	(2)介護福祉士修学資金等貸付事業									
合計												

(注1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (2)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない方の額を記載すること。

3 (1)については、J欄は、I欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。(2)については、J欄はI欄と同額を記入すること。

4 J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書 (その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位:円)

区分 種目	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 J
							G	H		
その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	直接補助	生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業					/	/		
		ひきこもり支援推進事業								
		地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業								
		民生委員・児童委員研修事業								
		被災者見守り・相談支援事業								
		小計								
	間接補助	生活福祉資金貸付事業貸付事務運営費補助事業								
		日常生活自立支援事業								
		地域における生活困窮者支援のための共助の基盤づくり事業								
		被災者見守り・相談支援事業								
		小計								

(記入要領)

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

【直接補助事業について】

(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調査(地域福祉増進事業分)

都道府県
指定都市 名
中核市 _____

(単位:円)

区 分 種 目 等		総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	
		A	B	(A - B) C	D	E	F	G	H	I	J	
直 接 補 助	福祉人材 確保事業	福祉人材確保推進事業						/	/			
	社会福祉法人指導監督事業											
	外国人介護人材受入支援事業											
	災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業											
	地域生活定着促進事業											
	成年後見制度利用促進体制整備推進事業											
	小 計											
間 接 補 助	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業											
	外国人介護人材受入支援事業											
	災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業											
	災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業											
	生活福祉資金 貸付事業	貸付原資(臨時特例つなぎ分)										
		貸付原資(総合支援資金分)										
		貸付原資(要保護分)										
		貸付原資(激甚災害分)										
		貸付原資(一般分)										
		貸付原資 (緊急小口資金等の特例貸付分)										
	運営適正化委員会設置運営事業											
小 計												

(記入要領)

A ~ J 欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

J 欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

【直接補助事業について】

- (1) F 欄は、C 欄と D 欄と E 欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」の F 欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I 欄は、F 欄の額を記入すること。
- (3) J 欄は、I 欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

- (1) I 欄は、F 欄と H 欄とを比較して少ない額を記入すること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書 (被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位:円)

区 分 種 目			総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	
			A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	
直接補助	生活困窮者就 労準備支援等 事業	被保護者就労 準備支援等事 業	被保護者就労準備支援事業										
			居住不安定者等居宅生活移行支援事業										
			被保護者家計改善支援事業										
			関係職員等研修・啓発事業 (補助率1/2分)										
			関係職員等研修・啓発事業 (補助率10/10分)										
			個別支援プログラム実施事業										
			被保護者就労支援機能強化事業										
			小 計										
	生活保護適 正化等事業	生活保護適 正実施推進事 業	生活保護法施行事務監査等事業										
			生活保護特別指導監査事業										
			医療扶助適 正化等事業	レセプトを活用した医療扶助適正化事業									
				子どもとその養育者への生活・健康管理支援モ デル事業									
				お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事 業									
				後発医薬品の使用促進									
				適正受診指導等の推進									
				精神障害者等の退院促進									
				居宅介護支援計画点検等の充実									
			収入資産状況把握等充実事業										
			扶養義務調査充実事業										
			体制整備強化事業										
			都道府県等による生活保護業務支援事業										
			警察との連携協力体制強化事業										
			業務効率化事業 (補助率1/2分)										
			業務効率化事業 (補助率2/3分)										
			生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業										
			その他適正化事業										
			小 計										
自立支援プロ グラム策定実 施推進事業	社会的な居場所づくり支援事業												
間接補助	生活困窮者就 労準備支援等 事業	被保護者就労 準備支援等事 業	居住不安定者等居宅生活移行支援事業										
			小 計										

(記入要領)

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

【間接補助事業について】 ※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

区分等	事業費	交付金その他 の収入額	差引額 (A-B)×C	補助費等の 支出不足額	基準額	定額額	法定外経 理の下定期	国庫補助 金本額	国庫補助 金控除額	長交付 決定額	市町村等 補助金所要額													
												A	B	(A-B)×C	D	E	F	G	H	I	J	(E-J)		
市 区 村 別 補 助	生活困窮者 就労準備 支援事業											1) 就労準備支援事業												
												2) 家計改善支援事業												
												3) 三事業一体的実施の場合												
												4) 職業訓練者就労準備支援等事業 (別表)												
												5) 一時生活支援事業												
												6) 生活訓練受給者の子どもに対する学習 支援事業												
												7) 福祉事務所未設置町村による相談事 業												
												8) アウトリーチ等の支援による自立就 業支援の強化を行う事業												
												9) 就労準備支援事業等及身体訓練モ デル事業												
												10) その他生活困窮者の自立の促進を図 るために必要な事業												
												計												
												地域共生社会の实现に 向けたい経済的支援体 制支援事業	11) 重点的支援体制整備事業への移行機 能支援事業											
												生 活 保 護 支 援 事 業	12) 生活保護適正化推進事業 (別表)											
													13) 自立支援プログラム策定実施推進事 業 (別表)											
													14) 地域福祉推進事業											
15) 中間機関法人等地域共生支援事業																								
計																								
中間法人のネット ワーク化による協働 推進事業	16) 中間法人のネットワーク化による 協働推進事業																							
合 計																								
生 活 保 護 者 就 労 支 援 事 業	17) その他生活困窮者の自立の促進を図 るために必要な事業																							
	18) 職業訓練者就労準備支援等事業 (別表)																							
	計																							
	生活保護適正化等事業	19) 地域福祉推進事業																						
中間法人のネット ワーク化による協働 推進事業	20) 中間法人のネットワーク化による 協働推進事業																							
総 計																								

市 区 村 別 補 助	生活困窮者 就労準備 支援事業											1) 就労準備支援事業												
												2) 家計改善支援事業												
												3) 三事業一体的実施の場合												
												4) 職業訓練者就労準備支援等事業 (別表)												
												5) 一時生活支援事業												
												6) 生活訓練受給者の子どもに対する学習 支援事業												
												7) 福祉事務所未設置町村による相談事 業												
												8) アウトリーチ等の支援による自立就 業支援の強化を行う事業												
												9) 就労準備支援事業等及身体訓練モ デル事業												
												10) その他生活困窮者の自立の促進を図 るために必要な事業												
												計												
												地域共生社会の实现に 向けたい経済的支援体 制支援事業	11) 重点的支援体制整備事業への移行機 能支援事業											
												生 活 保 護 支 援 事 業	12) 生活保護適正化推進事業 (別表)											
													13) 自立支援プログラム策定実施推進事 業 (別表)											
													14) 地域福祉推進事業											
15) 中間機関法人等地域共生支援事業																								
計																								
中間法人のネット ワーク化による協働 推進事業	16) 中間法人のネットワーク化による 協働推進事業																							
合 計																								
生 活 保 護 者 就 労 支 援 事 業	17) その他生活困窮者の自立の促進を図 るために必要な事業																							
	18) 職業訓練者就労準備支援等事業 (別表)																							
	計																							
	生活保護適正化等事業	19) 地域福祉推進事業																						
中間法人のネット ワーク化による協働 推進事業	20) 中間法人のネットワーク化による 協働推進事業																							
総 計																								

市 区 村 別 補 助	生活困窮者 就労準備 支援事業											1) 就労準備支援事業												
												2) 家計改善支援事業												
												3) 三事業一体的実施の場合												
												4) 職業訓練者就労準備支援等事業 (別表)												
												5) 一時生活支援事業												
												6) 生活訓練受給者の子どもに対する学習 支援事業												
												7) 福祉事務所未設置町村による相談事 業												
												8) アウトリーチ等の支援による自立就 業支援の強化を行う事業												
												9) 就労準備支援事業等及身体訓練モ デル事業												
												10) その他生活困窮者の自立の促進を図 るために必要な事業												
												計												
												地域共生社会の实现に 向けたい経済的支援体 制支援事業	11) 重点的支援体制整備事業への移行機 能支援事業											
												生 活 保 護 支 援 事 業	12) 生活保護適正化推進事業 (別表)											
													13) 自立支援プログラム策定実施推進事 業 (別表)											
													14) 地域福祉推進事業											
15) 中間機関法人等地域共生支援事業																								
計																								
中間法人のネット ワーク化による協働 推進事業	16) 中間法人のネットワーク化による 協働推進事業																							
合 計																								
生 活 保 護 者 就 労 支 援 事 業	17) その他生活困窮者の自立の促進を図 るために必要な事業																							
	18) 職業訓練者就労準備支援等事業 (別表)																							
	計																							
	生活保護適正化等事業	19) 地域福祉推進事業																						
中間法人のネット ワーク化による協働 推進事業	20) 中間法人のネットワーク化による 協働推進事業																							
総 計																								

(注) 1. F欄には、C欄とE欄とを比較して「F欄に少ない方の額を記入すること。

2. H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額算定表(職業訓練者就労準備支援等事業及び生活保護適正化推進事業等)」に照らして記載すること。

3. F欄にF欄未満の金額をF欄に記入して記載すること。

2 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労 準備支援等事業	就労準備支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 險 料 雑 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	0
		計	0
	一時生活支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 險 料 雑 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借 料 備 品 購 入 費 負 担 金 扶 助 費 入 所 者 食 料 費 入 所 者 日 用 品 費 原 材 料 費	0
		計	0

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援等事業 (直接補助)	被保護者就労準備支援事業	報 酬 料 給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 險 料 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金
	居住不安定者等居宅生活移行支援事業	報 酬 料 給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 險 料 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	
		計	

被保護者家計改善支援事業	報酬等 職員手当 共済費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 会議費 役務費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	
	計	
関係職員等研修・啓発事業 (補助率 1/2 分)	報酬等 職員手当 共済費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 会議費 役務費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	
	計	

関係職員等研修・啓発事業 (補助率10/10分)	報酬等 職員手当 共済費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 会議費 役務費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	
個別プログラム 実施事業	報酬等 職員手当 共済費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 会議費 役務費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	
被保護者就労支援機能強化事業	報酬等 職員手当 共済費 報償費 旅費	

		賃 需		金 費
			用	費
		消 耗	品	費
		燃 料		費
		印 刷	製 本	費
		光 熱	水	費
		修 繕		料
		会 議		費
		役 務		費
		通 信	運 搬	費
		手 数		料
		保 險		料
		委 託		料
		使用料及び賃借料		
		備 品	購 入	費
		負 担		金
		計		
	小 計			

被保護者就労準備支援等事業 (間接補助)	居住不安定者等 居宅生活移行支援事業	報 酬	給 料
		職 員 手 当	等 費
		共 濟	金 費
		賃 償	金 費
		報 償	費 費
		旅 需	用 費
		消 耗 品	費 費
		燃 料	費 費
		印 刷 製 本	費 費
		光 熱 水	費 料
		修 繕	料 費
		会 議	費 費
		役 務	費 費
		通 信 運 搬	費 料
		手 数	料 料
		保 險	料 料
		委 託	料 料
		使 用 料 及 び 賃 借 料	費 金
		備 品 購 入	費 金
		負 担	金
		計	
	小 計		
	合 計		

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	家計改善支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 雑 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	
	生活困窮世帯の子どもに対する 学習支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 雑 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	

都道府県による市町村支援事業	給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 酬 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 險 料 雜 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金 補 助 金	
	計	
アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 險 料 雜 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費	
	計	

<p>就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業</p>	<p>報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 險 料 雜 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費</p>	
<p>都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業</p>	<p>給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 酬 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 險 料 雜 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金</p>	
	計	
	計	

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	経 費	
		目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	—	別添1のとおり

別添1

その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(直接補助)

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(間接補助)

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域共生社会の実現に向けた包 括的支援体制構築支援事業	重層的支援体制整備事業への 移行準備事業	給 料	
		職 員 手 当 等	
		報 酬	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		消 耗 品 費	
		燃 料 費	
		印 刷 製 本 費	
		食 糧 費	
		修 繕 料	
		役 務 費	
		通 信 運 搬 費	
		手 数 料	
		保 険 料	
		委 託 料	
使 用 料			
賃 借 料			
備 品 購 入 費			
		計	

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域共生社会の実現に向けた包 括的支援体制構築支援事業	重層的支援体制構築に向けた 都道府県後方支援事業	給 料	
		職 員 手 当 等	
		報 酬	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		消 耗 品 費	
		燃 料 費	
		印 刷 製 本 費	
		食 糧 費	
		修 繕 料	
		役 務 費	
		通 信 運 搬 費	
		手 数 料	
		保 險 料	
		委 託 料	
使 用 料			
賃 借 料			
備 品 購 入 費			
		計	

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	生活保護法施行事務 監査等事業	報 酬 手 当 旅 費	
		計	
生活保護適正化等事業	業務効率化事業 (補助率1/2分)	報 酬 報 償 費 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	

業務効率化事業 (補助率2/3分)	報 酬 報 償 費 共 濟 費 旅 用 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
	計	
都道府県等による 生活保護業務支援事業	報 酬 報 償 費 共 濟 費 旅 用 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費	
	計	

生活保護業務デジタル化による 効率化手法開発・検証事業	給 料 職 員 手 当 等 報 酬 報 償 費 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 貸 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金 助 成 金	
	計	
上記種目以外の 生活保護適正実施推進事業（※）	報 酬 報 償 費 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 貸 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
	計	
合 計		

（※）別添1-3の区分種目ごとに記載すること。

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	社会的な居場所づくり支援事業	報 酬	
		報 償 費	
共 済 費			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 料			
使 用 料			
賃 借 料			
備 品 購 入 費			
負 担 金			
	計		

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	—	別添2-1のとおり

※地域福祉増進事業については、「介護福祉士修学資金等貸付事業」を除く。

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	給 料	
		職 員 手 当 等	
		報 酬	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		委 託 料	
扶 助 費			
補 助 金			
負 担 金			
		計	

(都道府県名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業 介護福祉士修学資金等貸付事業	—	別添2-2のとおり

(単位：円)

事業名（直接補助）	対象経費	
	科目	金額
事業名（間接補助）	対象経費	
	科目	金額

別添 2 - 2

地域福祉増進事業

都道府県名 _____

(単位：円)

事業名 (直接補助)	対象経費	
	科目	金額
介護福祉士修学資金等貸付事業		
事業名 (間接補助)	対象経費	
	科目	金額
介護福祉士修学資金等貸付事業		

実施主体 (間接補助の場合)	
-------------------	--

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 (直接補助)	給 料	
		職 員 手 当 等	
		報 酬	
		共 済 費	
		旅 費	
		報 償 費	
		需 用 費	
		消 耗 品 費	
		印 刷 製 本 費	
		食 糧 費	
		燃 料 費	
		光 熱 水 費	
		修 繕 料	
		会 議 費	
使 用 料			
賃 借 料			
役 務 費			
雑 役 務 費			
通 信 運 搬 費			
手 数 料			
委 託 料			
備 品 購 入 費			
補 助 金			
	計		

小規模法人のネットワーク化 による協働推進事業 (間接補助)	報 共 濟 酬 旅 賃 償 費 報 賃 金 賃 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 食 糧 費 燃 料 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 使 用 料 賃 借 料 役 務 費 雑 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 委 託 料 備 品 購 入 費 補 助 金	
	計	

事業計画書
災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

1. 基本情報

ア 都道府県名	
イ 担当部署名	
ウ 担当者	
エ 電話番号	
オ e-mail	

2. 実施主体（ネットワーク事務局）

ア 実施主体名	
イ 担当部署	
ウ 担当者	
エ 電話番号	
オ e-mail	
カ 体制の構築状況	<input type="checkbox"/> 構築済み <input type="checkbox"/> 検討中（構築予定時期： ）
キ 災害派遣福祉チームの設置状況	<input type="checkbox"/> 設置済み <input type="checkbox"/> 検討中（設置予定時期： ）

注1）都道府県知事が認めた民間団体が実施主体となる場合については、都道府県及び民間団体の双方について記載。

注2）電話番号については「代表番号（内線番号含む）」と「直通番号」の両方の記載をお願いいたします。

注3）e-mailについては「担当部署での共有アドレス」と「担当者の個人アドレス」の両方の記載をお願いいたします。

注4）災害派遣福祉チームの設置とは、災害派遣福祉チームの養成研修を実施し、研修修了者が災害派遣福祉チームのチーム員として登録されていることをいう。

3. 事業計画

(1) 基本事業

事業名				
事業内容				
事業を実施する必要性及び期待される効果				
研修・訓練等※	実施予定回数	回	参加予定者数	名

(2) 連携体制充実事業

事業名				
事業内容				
事業を実施する必要性及び期待される効果				

(3) 災害対応力向上事業

事業名	
事業内容	
事業を実施する必要性及び期待される効果	

(4) 体制強化事業

過去の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業名	
事業内容	
事業を実施する必要性及び期待される効果	

(5) 特別対策事業

事業内容		
応援体制について	応援体制を構築済か <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
	事業参加団体	

ネットワークの構成（予定）団体とその役割	構成団体名	役割分担等の具体的内容

※ 各都道府県で整理している既存資料がある場合、資料を添付することで、構成団体と役割は省略することができる。

※ 災害派遣福祉チームの研修、訓練等を予定している場合には、実施予定回数及び参加予定者数について記載すること

別添 3 - 2

(支出予定額内訳)

(1) 基本事業 (直接補助、 間接補助)

科 目	対象経費支出予定額	積算内訳
給料 職員手当等 報酬 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雑役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金	円	円
合 計		

(2) 連携体制充実事業 (□直接補助、□間接補助)

科 目	対象経費支出予定額	積算内訳
給料 職員手当等 報酬 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雑役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金	円	円
合 計		

(3) 災害対応力向上事業 (□直接補助、□間接補助)

科 目	対象経費支出予定額	積算内訳
給料 職員手当等 報酬 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雑役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金		
合 計		

(4) 体制強化事業 (□直接補助、□間接補助)

※当該事業は前年度以前に補助を受けている場合は、受けることができない。

科 目	対象経費支出予定額	積算内訳
給料 職員手当等 報酬 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雑役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金	円	円
合 計		

(5) 特別対策事業 (□直接補助、□間接補助)

科 目	対象経費支出予定額	積算内訳
給料 職員手当等 報酬 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雑役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金		
合 計		

別紙様式 4

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

（元号）年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類

（1）（元号）年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書（別紙）

（2）歳入歳出予算（見込）書抄本

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額 金 円（A）

前回までの交付決定額 金 円（B）

差引今回変更増△減額 金（A）－（B）円

1 市(区)町村分総表

区 目 分		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額	
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	(I-J)K	
市区町村分	直接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	(1)就労準備支援事業										
			(2)家計改善支援事業										
			一体実施										
			(3)三事業一体的実施の場合										
			(4)被保護者就労準備支援等事業(別部)										
			(5)一時生活支援事業										
			(6)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業										
			(7)福祉事務所未設置町村による相談事業										
			(8)アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業										
			(9)就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業										
		(10)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業											
		計											
		地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業	(11)重層的支援体制整備事業への移行準備事業										
		生活保護適正化等事業	(12)生活保護適正実施推進事業(別部)										
			(13)自立支援プログラム策定実施推進事業(別部)										
(14)地域福祉増進事業													
(15)中国残留邦人等地域生活支援事業													
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	(16)小規模法人のネットワーク化による協働推進事業												
合 計													
間接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	(17)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業											
		(18)被保護者就労準備支援等事業(別部)											
	計												
生活保護適正化等事業	(19)地域福祉増進事業												
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	(20)小規模法人のネットワーク化による協働推進事業												
総 計													

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (4)、(12)、(13)及び(18)のA欄からI欄は、別部の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調査(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)」に倣って記載すること。

3 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書 (被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)

市(区)町村名

(単位:円)

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額		
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I		
直接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援事業									
			居住不安定者等居宅生活移行支援事業									
			被保護者家計改善支援事業									
			関係職員等研修・啓発事業 (補助率1/2分)									
			関係職員等研修・啓発事業 (補助率10/10分)									
			個別支援プログラム実施事業									
			被保護者就労支援機能強化事業									
			小 計									
	生活保護適正実施推進等事業	医療扶助適正化等事業	レセプトを活用した医療扶助適正化事業									
			子どもとその養育者への生活・健康管理支援モデル事業									
			お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事業									
			後発医薬品の使用促進									
			適正受診指導等の推進									
			精神障害者等の退院促進									
			居宅介護支援計画点検等の充実									
			収入資産状況把握等充実事業									
			扶養義務調査充実事業									
			体制整備強化事業									
		警察との連携協力体制強化事業										
		業務効率化事業 (補助率1/2分)										
		業務効率化事業 (補助率2/3分)										
		生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業										
		その他適正化事業										
		小 計										
		自立支援プログラム策定実施推進事業										
		社会的な居場所づくり支援事業										
		間接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援等事業	居住不安定者等居宅生活移行支援事業							

(記入要領)
A～I欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

- 【直接補助事業について】
 (1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
 (2) H欄は、F欄の額を記入すること。
 (3) I欄は、H欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

【間接補助事業について】 ※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。
 (1) H欄は、F欄とG欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 所要額算出内訳書

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	就労準備支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 雑 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金	0
		計	0
	一時生活支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 雑 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金 扶 助 費 入 所 者 食 料 費 入 所 者 日 用 品 費 原 材 料 費	0
		計	0

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目		対 象 経 費	
			科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援等事業 (直接補助)	被保護者就労準備支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
			計	
		居住不安定者等居宅生活移行 支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
			計	

被保護者家計改善支援事業

報 酬
給 料
職 員 手 当 等
共 濟 費
報 償 費
旅 費
需 用 費
消 耗 品 費
燃 料 費
印 刷 製 本 費
光 熱 水 費
修 繕 料
会 議 費
役 務 費
通 信 運 搬 費
手 数 料
保 險 料
委 託 料
使 用 料 及 び 賃 借 料
備 品 購 入 費
負 担 金
計

関係職員等研修・啓発事業 (補助率 1 / 2 分)	報 酬	
	給 料	
	職 員 手 当 等	
	共 濟 費	
	報 償 費	
	旅 費	
	需 用 費	
	消 耗 品 費	
	燃 料 費	
	印 刷 製 本 費	
	光 熱 水 費	
	修 繕 料	
	会 議 費	
	役 務 費	
	通 信 運 搬 費	
手 数 料		
保 険 料		
委 託 料		
使用料及び賃借料		
備 品 購 入 費		
負 担 金		
計		
関係職員等研修・啓発事業 (補助率 1 0 / 1 0 分)	報 酬	
	給 料	
	職 員 手 当 等	
	共 濟 費	
	報 償 費	
	旅 費	
	需 用 費	
	消 耗 品 費	
	燃 料 費	
	印 刷 製 本 費	
	光 熱 水 費	
	修 繕 料	
	会 議 費	
	役 務 費	
	通 信 運 搬 費	
手 数 料		
保 険 料		
委 託 料		
使用料及び賃借料		
備 品 購 入 費		
負 担 金		
負 担 金		
計		

個別支援プログラム実施事業	報酬料 職員手当等 共済費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 会議費 役務費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金 負担金	
	計	
被保護者就労支援機能強化事業	報酬料 職員手当等 共済費 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 会議費 役務費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	
	計	
小計		
被保護者就労準備支援事業	居住不安定者等居宅生活移行	報酬

支援事業

(間接補助)

給 料
職 員 手 当 等
共 濟 費
賃 金
報 償 費
旅 費
需 用 費
消 耗 品 費
燃 料 費
印 刷 製 本 費
光 熱 水 費
修 繕 料
会 議 費
役 務 費
通 信 運 搬 費
手 数 料
保 險 料
委 託 料
使 用 料 及 び 賃 借 料
備 品 購 入 費
負 担 金
計

小 計

合 計

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	家計改善支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 雑 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	
	生活困窮世帯の子どもに対する 学習支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 雑 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	

福祉事務所未設置町村による 相談事業	給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 酬 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 雑 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
	計	
アウトリーチ等の充実による自立相 談支援機能の強化を行う事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 濟 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 雑 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費	
	計	

就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 雑 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費	
	計	
小 計		

(市区町村名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	—	別添1のとおり

別添 1

その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

市区町村名

(直接補助)

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(間接補助)

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域共生社会の実現に向けた 包括的支援体制構築支援事業	重層的支援体制整備事業への 移行準備事業	給 料	
		職 員 手 当 等	
		報 酬	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		消 耗 品 費	
		燃 料 費	
		印 刷 製 本 費	
		食 糧 費	
		修 繕 料	
		役 務 費	
		通 信 運 搬 費	
		手 数 料	
		保 険 料	
		委 託 料	
使 用 料			
賃 借 料			
備 品 購 入 費			
助 成 金			
	計		

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	業務効率化事業 (補助率1/2分)	報 酬	
		報 償 費	
		共 済 費	
	旅 用 費		
需 務 費			
役 務 費			
委 託 料			
使 用 料			
賃 借 料			
備 品 購 入 費			
負 担 金			
	計		
	業務効率化事業 (補助率2/3分)	報 酬	
		報 償 費	
		共 済 費	
	旅 用 費		
需 務 費			
役 務 費			
委 託 料			
使 用 料			
賃 借 料			
備 品 購 入 費			
負 担 金			
	計		

生活保護業務デジタル化による 効率化手法開発・検証事業	給 職 報 報 共 旅 需 役 委 使 賃 備 負 助 員 手 償 濟 当 等 酬 費 費 費 費 料 料 料 費 金 金 計	
上記種目以外の 生活保護適正実施推進事業（※）	報 報 共 旅 需 役 委 使 賃 備 負 報 償 濟 用 務 託 用 借 品 購 入 費 担 金 計	
合 計		

（※）別添の区分種目ごとに記載すること。

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	社会的な居場所づくり支援事業	報 酬	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使 用 料	
		賃 借 料	
		備 品 購 入 費	
		負 担 金	
		計	

(市区町村名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	—	別添2のとおり

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	給 料 職 員 手 当 等 報 酬 報 償 費 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料 扶 助 費 補 助 金 負 担 金	
		計	

別添2

地域福祉増進事業

市区町村名

(単位：円)

事業名（直接補助）	対象経費	
	科目	金額
事業名（間接補助）	対象経費	
	科目	金額

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
小規模法人のネット ワーク化による協働推 進事業	小規模法人のネットワーク化 による協働推進事業 (直接補助)	給 料 職 員 手 当 等 報 酬 共 済 費 旅 費 報 償 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 食 糧 費 燃 料 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 使 用 料 賃 借 料 役 務 費 雑 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 委 託 料 備 品 購 入 費 補 助 金	
		計	
	小規模法人のネットワーク化 による協働推進事業 (間接補助)	報 酬 共 済 費 旅 費 報 償 費 賃 借 金 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 食 糧 費 燃 料 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 使 用 料 賃 借 料 役 務 費 雑 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 委 託 料 備 品 購 入 費 補 助 金	
		計	

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付決定通知書

市 (区) 町村

(元号) 月 日第 号で申請のあった(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条(第1項の規定により、第3項の規定により、修正のうえ) (元号) 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 月 日

都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)〇〇月〇〇日厚生労働省発社援〇〇〇〇第〇号厚生労働事務次官通知の別紙「(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、(元号) 月 日第 号申請書記載のとおり)で
ある。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費		補助金の額	
生活困窮者就労準備支援等事業	金	円	金	円
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業	金	円	金	円
生活保護適正化等事業	金	円	金	円
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	金	円	金	円

4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 月 日とする。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
変更交付決定通知書

市 (区) 町村

(元 号) 月 日第 号で交付決定された(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、((元 号) 月 日第 号申請に基づき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 10 条第 1 項の規定により、) 決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、(補助金等に係る予算の執行の適 同 正化に関する法律 (昭和 30) 第 18 条第 1 項の規定に 法 年法律第 179 号) により、(元 号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元 号) 年 月 日

都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元 号)〇〇月〇〇日厚生労働省発社援〇〇〇〇第〇号厚生労働事務次官通知の別紙「(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、((元 号) 月 日申請書)記載のとおりである。

2及び3のとおり（注）修正交付決定をする場合

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
うち今回増加額	金	円
(今回減少額)		
補助金の額	金	円
うち今回追加交付額	金	円
(今回減少額)		

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費		補助金の額	
生活困窮者就労準備支援等事業	金	円	金	円
うち今回増加額	金	円	うち今回追加交付額	金
(今回減少額)			(今回減少額)	円
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業	金	円	金	円
うち今回増加額	金	円	うち今回追加交付額	金
(今回減少額)			(今回減少額)	円
生活保護適正化等事業	金	円	金	円
うち今回増加額	金	円	うち今回追加交付額	金
(今回減少額)			(今回減少額)	円
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	金	円	金	円
うち今回増加額	金	円	うち今回追加交付額	金
(今回減少額)			(今回減少額)	円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号） 月 日とする。

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る
事業実績報告について

(元 号) 月 日第 号で交付決定を受けた(元号)年度生活困窮者就
労準備支援事業費等補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す
る。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市(区)町村分の事業実績については、次のとお
り報告があり、内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

- 1 (元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書(別紙1)
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
- 3 事業実績報告(別紙2)
- 4 (元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金市(区)町村別精算額
内訳書(別紙3)
- 5 その他参考となる書類

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位：円)

区分	区 種 目	事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	都道府県・指定都市・中 核市		国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	国庫補助金 過不足額
								補助基本額	補助額					
		A	B	(A-B) C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	(L-J) M
直接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	個別実施	(1) 就労準備支援事業											
			(2) 家計改善支援事業											
		一体実施	(3) 三事業一体的実施の場合											
			(4) 被保護者就労準備支援等事業 (別添1-3)											
			(5) 一時生活支援事業											
			(6) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業											
			(7) 都道府県による市町村支援事業											
			(8) アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化 を行う事業											
			(9) 就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業											
			(10) 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチ ング事業											
			(11) その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事 業(別添1-1)											
		計												
	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業		(12) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業											
			(13) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業											
			計											
	生活保護適正化等事業		(14) 生活保護適正実施推進事業 (別添1-3)											
			(15) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (別添1-3)											
			(16) 地域福祉増進事業 (別添1-2)											
		(17) 中国残留邦人等地域生活支援事業												
	計													
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	(18) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業													
合 計														
間接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	(19) その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事 業(別添1-1)												
		(20) 被保護者就労準備支援等事業 (別添1-3)												
		計												
	生活保護適正化等事業	(21) 地域福祉増進事業 (別添1-2)												
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	(22) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業													
総 計														

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(18)については1欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(19)から(22)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 各欄には、市及び自ら事業を実施する町村を含まないこと。
4 (11)及び(19)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業分)」に就いて記載すること。
5 (16)及び(21)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(地域福祉増進事業分)」に就いて記載すること。
6 (4)、(14)、(15)及び(20)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)」に就いて記載すること。
7 J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
8 地域福祉増進事業については、「介護福祉資金等貸付事業」を除く。

(別紙1-2)

(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書
介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県名 _____

1 都道府県総表

区分種目				総事業費	寄付金その他収入額	差引額	対象経費の支出済額	基準額	選定額	都道府県補助基本額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	国庫補助金過△不足額
				A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	(L-J)M
直接補助	生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	(1)介護福祉士修学資金等貸付事業													
間接補助	生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	(2)介護福祉士修学資金等貸付事業													
合計																

(注1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (2)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない方の額を記載すること。

3 (1)については、J欄はI欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。(2)については、J欄はI欄と同額を記入すること。

4 J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書 (その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位:円)

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助額	都道府県 指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	
		A	B	(A - B) C	D	E	F	G	H	I	J	
その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	直 接 補 助	生活困窮者自立支援第7条第2項第3号に基づく事業						/	/			
		ひきこもり支援推進事業										
		地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業										
		民生委員・児童委員研修事業										
		被災者見守り・相談支援事業										
	小 計											
	間 接 補 助	生活福祉資金貸付事業貸付事務運営費補助事業										
		日常生活自立支援事業										
		地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業										
		被災者見守り・相談支援事業										
小 計												

(記入要領)

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

【直接補助事業について】

(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書 (地域福祉増進事業分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位:円)

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出済額	基準額	選定額	都道府県指定都市中核市中核市補助基本額	都道府県指定都市中核市中核市補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額		
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J		
直接補助	福祉人材確保事業	福祉人材確保推進事業						/	/				
	社会福祉法人指導監督事業												
	外国人介護人材受入支援事業												
	災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業												
	地域生活定着促進事業												
	成年後見制度利用促進体制整備推進事業												
	小 計												
	間接補助	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業											
		外国人介護人材受入支援事業											
		災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業											
		災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業											
		生活福祉資金貸付事業	貸付原資 (臨時特例つなぎ分)										
			貸付原資 (総合支援資金分)										
			貸付原資 (要保護分)										
貸付原資 (激甚災害分)													
貸付原資 (一般分)													
貸付原資 (緊急小口資金等の特例貸付分)													
運営適正化委員会設置運営事業													
小 計													

(記入要領)

A～J 欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。
J 欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

【直接補助事業について】

- (1) F 欄は、C 欄と D 欄と E 欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」の F 欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I 欄は、F 欄の額を記入すること。
- (3) J 欄は、I 欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

- (1) I 欄は、F 欄と H 欄とを比較して少ない額を記入すること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書 (被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位:円)

区 分 種 目			総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額							
			A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J							
直接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援事業																
			居住不安定者等居宅生活移行支援事業																
			被保護者家計改善支援事業																
			関係職員等研修・啓発事業 (補助率1/2分)																
			関係職員等研修・啓発事業 (補助率10/10分)																
			個別支援プログラム実施事業																
			被保護者就労支援機能強化事業																
			小 計																
	生活保護適正化等事業	生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業																
			生活保護特別指導監査事業																
			医療扶助適正化等 事業	レセプトを活用した医療扶助適正化事業															
				子どもとその養育者への生活・健康管理支援モデル事業															
				お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事業															
				後発医薬品の使用促進															
				適正受診指導等の推進															
				精神障害者等の退院促進															
				居宅介護支援計画点検等の充実															
				取入資産状況把握等充実事業															
			扶養義務調査充実事業																
			体制整備強化事業																
			都道府県等による生活保護業務支援事業																
			警察との連携協力体制強化事業																
			業務効率化事業 (補助率1/2分)																
			業務効率化事業 (補助率2/3分)																
			生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業																
			その他適正化事業																
			小 計																
			自立支援プログラム策定実施推進事業	社会的な居場所づくり支援事業															
			間接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援等事業	居住不安定者等居宅生活移行支援事業													

(記入要領)

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していづれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I欄は、F欄の額を記入すること。
- (3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

【間接補助事業について】 ※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

- (1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 支出済額内訳書

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
 2 要綱別紙様式(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
 3 直接補助事業、間接補助事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図る事業は、様式を分けて記載すること。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業
 ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

都道府県
 指定都市 名
 中核市

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
庁内連携の取組等 ()			
	計		
多機関協働の取組 ()			
	計		
アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組 ()			
	計		
参加支援の取組 ()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 庁内連携の取組等、多機関の取組、アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、参加支援の取組それぞれの取組毎に記載すること。

イ 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
重層的支援体制構築 に向けた都道府県後 方支援事業			
()	計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

(3) 生活保護適正実施推進事業

ア 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

イ 業務効率化事業
(補助率 1 / 2 分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

ウ 業務効率化事業
(補助率 2 / 3 分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

エ 医療扶助適正化等事業

(補助率10/10分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

オ 都道府県等による生活保護業務支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名	事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
		科目	支出済額	積算内訳
巡回指導事業	巡回指導事業 ()			
		計		
	上記以外の事業 ()			
		計		
研修事業	新任ケース ()			
		計		
	上記以外の事業 ()			
		計		
優良事例等の横展開事業 ()				
		計		
		合計		

オー② 都道府県等による生活保護業務支援事業（事業実績）

事業名	事業名	事業実績
巡回指導事業	巡回指導事業	(事業実績の概要) 巡回頻度及びその考え方、延べ巡回回数、主な相談内容などを記載
	上記以外の事業	(事業実績の概要) ・電話及びメール等による相談件数 ・法律相談支援の内容（支援体制、相談件数、主な相談内容など）
研修事業	新任ケースワーカー研修	(事業実績の概要) ・開催実績（開催日時（日数）、参加者数など） ・研修内容（カリキュラム） ※内容が分かる資料添付でも可 ・研修会資料を別途添付
	上記以外の事業	(事業実績の概要) ・研修会名、開催実績（開催日時（日数）、参加者数など） ・研修内容（カリキュラム） ※内容が分かる資料添付でも可
	優良事例等の横展開事業	(事業実績の概要) ・優良事例の周知（横展開）頻度の考え方（年一回、半年、随時など） ・周知（横展開）方法（メール、冊子、研修会等の資料など） ・周知（横展開）した内容が分かる資料（成果物）を添付

カ 生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

キ 上記以外の生活保護適正実施推進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(4) 自立支援プログラム策定実施推進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(5) 地域福祉増進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
 2 要綱別紙様式3の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
 3 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。
 4 地域定着促進事業についてのみは、可能な範囲で矯正施設退所者支援分、被疑者等支援分、地域ネットワーク強化の業務に区分けし、記載すること。
 5 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業については、基本事業、体制強化事業、特別対策事業を分けて記載すること。
 6 地域福祉増進事業については、「介護福祉修学資金等貸付事業」を除く。

(6) 中国残留邦人等地域生活支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 同一事業内において、複数の事業を行った場合は事業内容毎に記入すること。
(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(7) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
小規模法人のネット ワーク化による協働 推進事業 (直接補助分)			
()			
	計		

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
小規模法人のネット ワーク化による協働 推進事業 (間接補助分)			
()			
	計		

(8) 地域福祉増進事業（介護福祉士修学資金等貸付事業）

都道府県名

(単位：円)

事業名	支出済額内訳	
	科 目	支出済額
介護福祉士修学資金等 貸付事業		
	計	

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1-2のD（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

2 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。

(別紙2)

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業実績報告書

ア 生活福祉資金貸付事業貸付事務運営費補助事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

イ ひきこもり支援推進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

ウ 日常生活自立支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

エ-1 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

才 民生委員・児童委員研修事業

都道府県

指定都市 名

中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

カ-1 被災者見守り・相談支援事業

都道府県

指定都市 名

中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

成果目標	※ 本事業を通じて、地域において解決すべき課題を目標として掲げ、可能な限り定量的に記述すること。
地域福祉計画における根拠規定	※ 地域福祉計画における根拠規定の抜粋を記述すること。地域福祉計画未策定又は改定中の場合にあつては、この限りではない。
今年度における取組内容	※ 今年度における取組内容を定性的に記述すること。
成果目標に対する進捗度合	※ 成果目標に対する事業の進捗度合を可能な限り定量的に記載すること。
第三者委員会等により評価結果	※ 第三者委員会等における評価結果の内容を記述すること。
今後の取組・見直し方針	※ 今年度の事業実施上の課題及びそれらを踏まえた次年度以降の取組・見直し内容を記述すること。

被災者見守り・相談支援事業

1. 相談員数等

	専任職員数	兼務職員数	合計数
相談員数			
その他の職員数			
合計			

※1 相談員数には、見守りや相談等の直接的な支援を担う職員のほか、これらの職員をコーディネートする職員数を記載すること。

※2 本事業により配置する相談員数等に限って記載すること。

2. 支援対象地域、世帯数

支援対象地域	左記の支援対象地域の人口	対象世帯数

※1 人口には、被災者以外の者を含む支援対象地域の全人口を記載すること。

※2 支援対象地域が複数ある場合は、欄を分けて記載すること。

(例) 支援対象地域が〇〇市と△△町の場合。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業実績報告書

ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

イ 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

(3) 地域福祉増進事業実績報告書

ア 福祉人材確保推進事業（うち都道府県人材センター実施分）

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とにならないよう配慮すること。

イ 福祉人材確保推進事業（うち支所型福祉人材バンク実施分）

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

ウ 福祉人材確保推進事業（うち都市型福祉人材バンク実施分）

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

エ 介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績
介護福祉士修学資金 等貸付事業		

オ 社会福祉法人指導監督事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

カ 地域生活定着促進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

キ 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

ク 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

ケ 外国人介護人材受入支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

コ 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

サ 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

シ 臨時特例つなぎ資金事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

ス 運営適正化委員会設置運営事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業実績報告書

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 「事業名」の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式「中国残留邦人等地域生活支援事業国庫補助見込額」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(注3) 「事業実績」の欄には、補助協議をした際に「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式「中国残留邦人等地域生活支援事業実施計画」の「3. 事業計画」で記載した事項については、必ず記入すること。その他、必要な事項について記入すること。

区 分 目 種		総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引国庫 補助金所要額		
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-D)L		
〇〇市区町村分	直接補助	生活困難者就労準備支援等事業	個別実施	(1)就労準備支援事業											
				(2)家計改善支援事業											
			一括実施	(3)三事業一体的実施の場合											
				(4)被保護者就労準備支援等事業(別添)											
				(5)一時生活支援事業											
				(6)生活困難世帯の子どもに対する学習支援事業											
				(7)福祉事務所未設置町村による相談事業											
				(8)アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業											
				(9)就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業											
				(10)その他生活困難者の自立の促進を図るために必要な事業											
		計													
		地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業	(11)重層的支援体制整備事業への移行準備事業												
		生活保護適正化等事業	(12)生活保護適正実施推進事業(別添)												
	(13)自立支援プログラム策定実施推進事業(別添)														
	(14)地域福祉増進事業														
(15)中国残留邦人等地域生活支援事業															
計															
	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	(16)小規模法人のネットワーク化による協働推進事業													
	合 計														
間接補助	生活困難者就労準備支援等事業	(17)その他生活困難者の自立の促進を図るために必要な事業													
		(18)被保護者就労準備支援等事業(別添)													
		計													
	生活保護適正化等事業	(19)地域福祉増進事業													
	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	(20)小規模法人のネットワーク化による協働推進事業													
	総 計														

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
2 (1)から(16)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。
また、(17)から(20)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)
3 (4)、(12)、(13)及び(18)のA欄からI欄は、別添の「生活困難者就労準備支援事業費等補助金所要額調査(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)」に倣って記載すること。
4 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

（元号）年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る
事業実績報告について

（元 号） 月 日第 号で交付決定を受けた（元号）年度生活困窮者就
労準備支援事業費等補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す
る。

- 1 （元号）年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書（別紙）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 その他参考となる資料

1 市(区)町村分総表

(単位:円)

区分		区 分 目	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引国庫 補助金所要額		
			A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-D)L		
市区町村分	直接補助	個別実施	(1)就労準備支援事業													
			(2)家計改善支援事業													
		一体実施	(3)三事業一体的実施の場合													
			(4)被保護者就労準備支援等事業 (別添)													
			(5)一時生活支援事業													
			(6)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業													
			(7)福祉事務所未設置町村による相談事業													
			(8)アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業													
			(9)就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業													
			(10)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業													
		計														
		地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業	(11)重層的支援体制整備事業への移行準備事業													
		生活保護適正化等事業	(12)生活保護適正実施推進事業 (別添)													
			(13)自立支援プログラム策定実施推進事業 (別添)													
			(14)地域福祉増進事業													
			(15)中国残留邦人等地域生活支援事業													
		計														
	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	(16)小規模法人のネットワーク化による協働推進事業														
	合 計															
間接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	(17)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業														
		(18)被保護者就労準備支援等事業 (別添)														
		計														
	生活保護適正化等事業	(19)地域福祉増進事業														
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	(20)小規模法人のネットワーク化による協働推進事業															
総 計																

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(16)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。
また、(17)から(20)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

3 (4)、(12)、(13)及び(18)のA欄からI欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調査(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)」に倣って記載すること。

4 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書 (被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)

市(区)町村名

(単位:円)

区 種	分 目	区 種 目	事業 名	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額			
				A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I			
直接 補助	生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援事業												
			居住不安定者等居宅生活移行支援事業												
			被保護者家計改善支援事業												
			関係職員等研修・啓発事業 (補助率1/2分)												
			関係職員等研修・啓発事業 (補助率10/10分)												
			個別支援プログラム実施事業												
			被保護者就労支援機能強化事業												
			小 計												
	生活保護適正化等 事業	生活保護適正実施推進事業	医療扶助適正化等事業	レセプトを活用した医療扶助適正化事業											
				子どもとその養育者への生活・健康管理支援モデル事業											
				お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事業											
				後発医薬品の使用促進											
				適正受診指導等の推進											
				精神障害者等の退院促進											
				居宅介護支援計画点検等の充実											
				小 計											
			自立支援プログラム策定実施推進事業	社会的な居場所づくり支援事業	収入資産状況把握等充実事業										
					扶養義務調査充実事業										
					体制整備強化事業										
					警察との連携協力体制強化事業										
					業務効率化事業 (補助率1/2分)										
業務効率化事業 (補助率2/3分)															
生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業															
その他適正化事業															
小 計															
間接補助	生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援等事業	居住不安定者等居宅生活移行支援事業												

(記入要領)

A～I欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) H欄は、F欄の額を記入すること。

(3) I欄は、H欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

【間接補助事業について】 ※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) H欄は、F欄とG欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 支出済額内訳書

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

市区町村名 _____

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
 2 要綱別紙様式(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
 3 直接補助事業、間接補助事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図る事業は、様式を分けて記載すること。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業
重層的支援体制整備事業への移行準備事業

市区町村名 _____

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
庁内連携の取組等 ()			
	計		
多機関協働の取組 ()			
	計		
アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組 ()			
	計		
参加支援の取組 ()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 庁内連携の取組等、多機関の取組、アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、参加支援の取組それぞれの取組毎に記載すること。

(3) 生活保護適正実施推進事業

ア 業務効率化事業

(補助率 1 / 2 分)

市区町村名 _____

(単位 : 円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

イ 業務効率化事業
(補助率 2 / 3 分)

市区町村名 _____

(単位 : 円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

ウ 医療扶助適正化等事業
(補助率 10 / 10分)

市区町村名 _____

(単位 : 円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

エ 生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

オ 上記以外の生活保護適正実施推進事業

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(4) 自立支援プログラム策定実施推進事業

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(5) 地域福祉増進事業

市区町村名 _____

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
2 要綱別紙様式5の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
3 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。

(6) 中国残留邦人等地域生活支援事業

市区町村名 _____

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 同一事業内において、複数の事業を行った場合は事業内容毎に記入すること。
(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(7) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科目	支出済額	積算内訳
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 (直接補助分)			
()			
	計		

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科目	支出済額	積算内訳
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 (間接補助分)			
()			
	計		

3 事業実績報告書

- (1) その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
ア ひきこもり支援推進事業

市区町村名

事業名	委託先	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

イー1 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

市区町村名

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

<p>成果目標</p>	<p>※ 本事業を通じて、地域において解決すべき課題を目標として掲げ、可能な限り定量的に記述すること。</p>
<p>地域福祉計画における根拠規定</p>	<p>※ 地域福祉計画における根拠規定の抜粋を記述すること。地域福祉計画未策定又は改定中の場合にあつては、この限りではない。</p>
<p>今年度における取組内容</p>	<p>※ 今年度における取組内容を定性的に記述すること。</p>
<p>成果目標に対する進捗度合</p>	<p>※ 成果目標に対する事業の進捗度合を可能な限り定量的に記載すること。</p>
<p>第三者委員会等により評価結果</p>	<p>※ 第三者委員会等における評価結果の内容を記述すること。</p>
<p>今後の取組・見直し方針</p>	<p>※ 今年度の事業実施上の課題及びそれらを踏まえた次年度以降の取組・見直し内容を記述すること。</p>

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業
重層的支援体制整備事業への移行準備事業

市区町村名

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

(3) 地域福祉増進事業

ア 社会福祉法人指導監督事業

市区町村名

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

イ 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

市区町村名

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

市区町村名

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 「事業名」の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式「中国残留邦人等地域生活支援事業国庫補助見込額」の事業名と一致させること。
また、同一事業内において、複数の事業を行った場合は事業内容毎に記入すること。
(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(注3) 「事業実績」の欄には、補助協議をした際に「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式「中国残留邦人等地域生活支援事業実施計画」の「3. 事業計画」で記載した事項については、必ず記入すること。その他、必要な事項について記入すること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付額確定通知書

市 (区) 町村

(元号) 月 日第 号で交付決定された(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、(元号) 月 日第 号事業実績報告に基づき、(元号) 月 日第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により(元号) 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元号) 月 日

都道府県知事

別紙様式 10

番 号
(元号) 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(地域福祉増進事業分) 返還について

標記について、(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱6の(10)
により下記のとおり報告する。

- 1 対象となる資金の種類 ●●●●資金分

- 2 (元号) 年度末現在保有資金額 金 円

- 3 国庫補助返還額 金 円

- 4 国庫補助の返還理由と返還額の算出根拠

- 5 その他参考となる書類